

○配置販売品目指定基準（昭和三十六年厚生省告示第十六号）

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十条第一項の規定に基づき、配置販売品目指定基準を次のように定める。

配置販売品目指定基準

薬事法第三十条第一項の規定による配置販売品目の指定は、別表第一に掲げる医薬品でそれぞれ同表に掲げる有効成分以外の有効成分を含有せず、かつ、同表に掲げる効能又は適応症以外の効能又は適応症が表示されていないもの又は別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品でそれぞれ同表に掲げる効能又は適応症以外の効能又は適応症が表示されていないもの並びに脱脂綿、ガーゼ及びばん創膏こうであつて、次の各号に該当するものについて行なうものとする。

- 一 薬理作用が緩和であり、かつ、蓄積性又は習慣性がないこと。
- 二 経時変化が起こりやすすくないこと。
- 三 剤型、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。
- 四 容器又は被包が、こわれやすく、又は破れやすいものでないこと。

別表第一 （別添）

別表第二 （別添）